

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	権利変換計画の変更の認可		
根拠法令及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第66条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第66条の規定において準用する第65条(認可の基準) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成14 年6月19日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 65 条(認可の基準)

都道府県知事等は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。
- 三 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。
- 四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
- 五 その他基本方針に照らして適切なものであること。